

## お知らせ

ワシントン条約：アメリカ合衆国における特定のヘビの輸入に関する国内措置の厳格化について②

2025年8月8日

経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2015年4月2日付けでアメリカ合衆国の特定のヘビの輸入に関する国内措置の厳格化に関する通知(No. 2015/019)が発出されています。

No. 2015/019

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2015-019.pdf>

【参考】アメリカ合衆国からの通知(No. 2015/019)について(和訳)

・アメリカ合衆国は、2015年4月9日以降、以下のヘビの輸入を禁止したことを CITES 締約国に通知する：

*Python reticulatus*(アミメニシキヘビ)

*Eunectes deschauenseei*(マイヤー・デ・シャウエンシーのアナコンダ)

*Eunectes murinus*(グリーンアナコンダ)

*Eunectes beniensis*(ベニアナコンダ)

・これらの4種の大型外来ヘビは、アメリカ合衆国の連邦規則(50 CFR 16)に基づき、「有害野生生物」として掲載されている(2015年4月9日施行)。国内での禁止に加え、新たなリストにより、これらのヘビの生体標本(生殖細胞、生存可能な卵(viable eggs)、ハイブリッドを含む)を有害野生生物許可証なしにアメリカ合衆国に輸入することは違法となる。この輸入禁止には、他国への輸送中にアメリカ合衆国を通過する際のこれらのヘビを含む貨物の禁止も含まれる。

・ただし、これらのヘビの死体標本や死体標本から作られた製品のアメリカ合衆国への輸入を禁止するものではない。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723